

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ

# マルチ取引に 気をつけて

人に紹介すると紹介料がもらえる、などと勧誘し、商品やサービスを契約させるマルチ取引の相談が若者に増えています。

## 事 例

友人から、アフィリエイト（成果報酬型の広告宣伝）に誘われた。内容は自分のブログに商品広告を貼り付けて、見た人が購入すれば売上の一部が報酬になるというものだった。また、この副業を人に紹介すると紹介料が入ると言われた。

登録料を数十万支払い始めたが儲からず、人に紹介もできなかった。友人に解約方法を聞いても教えてもらえず、契約先のサイトも英語で読めない。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

（月～金午前9時～午後4時（祝・年末年始を除く））

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



## トラブルを防ぐには

- 実態や仕組みが分からないマルチ商法は始めないようにしましょう。
- 友人や知り合いからの勧誘でもきっぱり断りましょう。
- 儲けるための安易な高額の支払いや借金はやめましょう。
- 不安に思ったら消費生活センターなどに相談しましょう。